

令和2年大崎上島町議会（第2回）定例会会議録（第2号）

1 令和2年6月10日大崎上島町議会定例会が大崎上島町役場に招集された。

2 出席した議員は次のとおりである。

1番	尾 尻 康 二	2番	越 田 賢 一
3番	閑 田 大 祐	4番	浜 田 明 利
5番	水 橋 直 行	6番	森 若 巖
7番	浜 田 幸 造	8番	前 田 太
9番	渡 辺 年 範	10番	道 林 清 隆
11番	上青木 至	12番	信 谷 俊 樹

3 欠席した議員は次のとおりである。

欠席なし

4 会議録署名議員は次のとおりである。

5番	水 橋 直 行	6番	森 若 巖
----	---------	----	-------

5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	川 野 義 彦	書 記	亀 井 成 美
--------	---------	-----	---------

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	高 田 幸 典	副 町 長	望 月 邦 彦
教 育 長	西 田 光 也	総務企画課長	山 本 秀 樹
住 民 課 長	柿 本 賢 士	会 計 課 長	石 田 修 次
福 祉 課 長	池 田 真 二	保 健 衛 生 課 長	竹 下 良 二
地 域 経 営 課 長	坂 田 誠	建 設 課 長	藤 原 通 伸
上 下 水 道 課 長	河 田 昭 司	教 育 課 長	有 田 芳 徳

7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

第 1 報告第 2号 繰越明許費繰越計算書（平成31年度大崎上島町一般会計）について

第 2 報告第 3号 繰越明許費繰越計算書（平成31年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計）について

第 3 報告第 4号 事故繰越し繰越計算書（平成31年度大崎上島町一般会計）について

- 第 4 報告第 5 号 予算繰越計算書（平成 3 1 年度大崎上島町水道事業会計）
について
- 第 5 議案第 5 6 号 大崎上島町教育委員会委員の任命につき同意を求めること
について
- 第 6 議案第 4 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 7 議案第 4 3 号 大崎上島町監査委員条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 4 4 号 大崎上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につ
いて
- 第 9 議案第 4 5 号 大崎上島町手数料条例の一部を改正する条例について
- 第 1 0 議案第 4 6 号 大崎上島町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正す
る条例について
- 第 1 1 議案第 4 7 号 大崎上島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関す
る基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 1 2 議案第 4 8 号 大崎上島町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 1 3 議案第 4 9 号 大崎上島町空家等の適切な管理に関する条例について
- 第 1 4 議案第 5 0 号 大崎上島町営住宅条例等の一部を改正する条例について
- 第 1 5 議案第 5 1 号 令和 2 年度大崎上島町一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 6 議案第 5 2 号 令和 2 年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第 1 号）
- 第 1 7 議案第 5 3 号 令和 2 年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計補正予算
（第 1 号）
- 第 1 8 議案第 5 4 号 令和 2 年度大崎上島町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 9 議案第 5 5 号 工事請負契約の変更について
- 第 2 0 各常任委員会及び議会運営委員会、広報調査特別委員会の
閉会中の事務調査の承認について

8 会議の経過は次のとおりである。

午前 9 時 0 0 分 開議

○議長（信谷俊樹君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 1 2 名です。定足数に達していますので、これより令和 2 年第 2 回大崎上島町議会定例会第 2 日目を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

○議長（信谷俊樹君） 日程第1、報告第2号繰越明許費繰越計算書（平成31年度大崎上島町一般会計）についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 報告第2号繰越明許費繰越計算書（平成31年度大崎上島町一般会計）について説明を申し上げます。

本報告は、平成31年度大崎上島町一般会計予算のうち、令和2年度に繰り越しして使用する経費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

主な内容は、総務費、庁舎管理費6,053万7,000円、農林水産業費では、小規模農業基盤整備事業など6事業で8,279万4,000円、土木費では、道路維持費など11事業で1億5,872万8,000円、災害復旧費では、農地災害復旧事業など3事業9,205万6,000円でございます。22事業の総額で3億9,911万3,000円を令和2年度へ繰り越したものでございます。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 日程第2、報告第3号繰越明許費繰越計算書（平成31年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計）についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 報告第3号繰越明許費繰越計算書（平成31年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計）について説明を申し上げます。

本報告は、平成31年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計予算のうち、令和2年度に繰り越して使用する経費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

内容は、漁業集落排水施設建設に要する経費として2,228万7,000円を令和2年度に繰り越したものです。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 日程第3、報告第4号事故繰越し繰越し計算書（平成31年度大崎上島町一般会計）についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 報告第4号事故繰越し繰越し計算書（平成31年度大崎上島町一般会計）について説明を申し上げます。

本報告は、平成31年度大崎上島町一般会計予算のうち、令和2年度に事故繰越しして使用する経費について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものです。

内容は、平成30年度から平成31年度に繰り越した予算のうち、県営急傾斜地崩壊対策事業負担金40万1,000円、県営海岸保全事業負担金30万円を県予算の事故繰越しに伴い、令和2年度に事故繰越ししたものです。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 日程第4、報告第5号予算繰越計算書（平成31年度大崎上島町水道事業会計）についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 報告第5号平成31年度大崎上島町水道事業会計予算繰越計算書について説明を申し上げます。

本報告は、平成31年度大崎上島町水道事業会計予算のうち、令和2年度に繰り越して使用する経費について、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

内容は、資本的支出の建設改良費において、中野配水池定水位弁設置工事等に要する経費として2,647万7,000円を令和2年度に繰り越したものです。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 日程第5、議案第56号大崎上島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第56号大崎上島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案説明を申し上げます。

本案は、教育委員会委員に瀧口三千弘氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものです。

本件については、新たな教育委員会委員の任命について、任期を令和2年7月1日から

令和6年6月30日までの4年という任期でお願いするものであります。

なお、教育委員会委員の任命に当たっては、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することとなっております。瀧口三千弘氏は、昭和58年、広島商船高等専門学校に教員として採用後、助教授、教授、副校長を歴任し、本年3月に退職されるまで通算37年間教員として勤務されるとともに、平成13年から12年間は、大崎海星高校の非常勤講師としても勤務されており、本町の教育に精通されていることから、幅広い視野で教育行政を推進していただける人材であると考えております。議員各位におかれましては、本案に対し適切な決定をしていただきますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第56号大崎上島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

大崎上島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号大崎上島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてはこれに同意することに決定いたしました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第6、議案第42号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第42号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案説明を申し上げます。

本案は、柿本千代美氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に対し推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

柿本氏は、人格識見が高く、平素より社会の実情に通じ、人権擁護について深い理解があり、中立かつ公正な立場を堅持し、社会奉仕の精神を持って地域社会に密着した人権擁護活動をされておりますので、新たな候補者として推薦するものであります。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第42号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案者を適任とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案者を適任とすることに決定いたしました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第7、議案第43号大崎上島町監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第43号大崎上島町監査委員条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方自治法の条項を引用している規定について所要の改定を行うものです。

改正内容は、地方自治法に規定する職員の賠償責任条項が第243条の2から第243条の2の2に繰り下げられたことに伴い改正を行うものです。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第43号大崎上島町監査委員条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第8、議案第44号大崎上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第44号大崎上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策のうち、当該感染症の影響により一定程度収入が下がった者に対する保険税の減免による財政支援措置を講ずるに当たり、条例の改正を行うものです。

詳細については、担当課長から説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 住民課長。

○住民課長（柿本賢士君） 大崎上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の詳細について説明いたします。

国民健康保険においては、特別な理由がある者に対し、国民健康保険法第77条の規定に基づき、保険者は、その判断により被保険者の国民健康保険税の減免を行うことができるとされていますが、今般、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策、令和2年4月7日閣議決定において、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々に対して、国民健康保険、国民年金の保険料の免除等を行うとされたことを踏まえ、国の保険者への財政支援の対象となる保険税の減免の取り扱い等について条例の改正を行うものです。

主な減免対象は、新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の事業収入、給与収入等が10分の3以上の減少が見込まれる世帯で、被保険者の属する世帯の前年の所得額が300万円以下であるとき全額、400万円以下であるとき10分の8、550万円以下であるとき10分の6、750万円以下であるとき10分の4、1,000万円以下であるとき10分の2を減額するものです。また、新型コロナウイルス感染症の影響により事業等を廃止、失業の場合は全額免除となります。

なお、保険料の減免に要する費用につきましては、特別調整交付金の対象となる予定です。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明は終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

越田議員。

○2番（越田賢一君） ちょっと教えてください。

コロナウイルスの影響というのは、どういうので認定されるのか。また、一定以上の減収というか、その基準は。詳しく教えてください。

○議長（信谷俊樹君） 住民課長。

○住民課長（柿本賢士君） 減免規定は従来よりあるんですが、今回の条例改正につきましては、コロナウイルスで減収があった方につきまして減免をすることということで、それに対して国の補助があるということで改定をさせていただきます。

コロナウイルスの影響というのですが、コロナウイルス感染症により、例えば事業収入等が10分の3以上減額した方、それから収入の10分の3ということなんですが、国の示した問答集の中には、事業収入の減少については、被保険者に対する迅速な支援の観点から、見込みで判定することとして差し支えない。例えば1月から5月あるいは5月の1カ月、こういうものを見込み判定して、一定期間の帳簿や給与明細書を提出いただくことにより、年間を通じた収入の見通しを立てていただくのも、一定の合理性を担保しつつ早急に判断することというふうに考えております。

○議長（信谷俊樹君） 越田議員。

○2番（越田賢一君） 今、コロナウイルス感染症による影響で減収という説明でしたけれども、それは、いわゆる自己申告みたいなことでよろしいんです。きちっとした証明できるものがあるかどうか、そういうのは必要ではないということでもよろしいですか。

○議長（信谷俊樹君） 住民課長。

○住民課長（柿本賢士君） コロナウイルスの影響による収入減少ということにつきましては、新型コロナウイルス感染症やその蔓延防止のための措置による影響を指すものであり、直接的、間接的に新型コロナウイルス感染症の影響があった方、新型コロナウイルス感染症の影響でないことが明らかな場合には該当となりませんが、直接的、間接的に影響があると認められる場合については減額対象になるということと捉えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 越田議員。

○2番（越田賢一君） 認められる場合というのは、それは町長の判断という解釈でよろしいんですね。

○議長（信谷俊樹君） 住民課長。

○住民課長（柿本賢士君） 減額につきましては、町長の認める者ということになると思

われます。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

閑田議員。

○3番（閑田大祐君） 例えば国民健康保険税ということだと、農業をされてる方とかが重立った対象となると思うんですけども、うちの町の場合でいいますと、かんきつ、ミカン農家が主流ですよ。主体となると思うんですけども、このミカンについていえば、秋口の収穫期に収入が集中する。現段階では収入がないわけですよ。改正の中身は、令和3年3月31日までの間ということですからあれなんですけども、要は、このミカンが、言ってみれば嗜好品なわけですよ。経済的に困窮してきた結果として、嗜好品の買い控えというものが起きる可能性もあるわけで、例えば、ミカン農家の方の収入の減少というものは今現在はわかりませんよね。それがそのころになって発生してきた。例えば、今、現段階で保険税の納付というものを行っていた場合に、その時点でそれがまともに直撃したときに、今年度分についての対処というのはどうなってくるんですかね。要は、収入が激減する以前の今年度分ですよ。

○議長（信谷俊樹君） 住民課長。

○住民課長（柿本賢士君） おっしゃるとおり、農家の方につきましては、今現在、果実の出荷が余らないということで、なかなかコロナ対策による収入の減少という判断が今現在では難しいと思われま。

また、秋口になって出荷の段階になり、出荷の需要が少なくなって出荷量が減って収入が減ということになれば、年間の国民健康保険税につきまして、その時点で収入3割以上の減額を証明、担保となるものを提出していただいて判断するものになると思います。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） ということは、言ってみれば、ちょっと言い方は違うかもしれませんが、過払いのようなものになっているものについて還付が行われるということでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 住民課長。

○住民課長（柿本賢士君） 今現在、収入が少なくて国民健康保険税の納税が難しい方につきましては、納税猶予という制度を使っただいて、納期限後、延滞金がかからないような手続をしていただければと思っております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） 濟いません、ちょっと言ってる意味、捉え方が違ってると思うんですけども、要は、今の現段階では収入がない、これは毎年のことですよと。一定時期、秋口から年末、年明けにかけて収入が集中するという人ですよ。これが毎年繰り返されてるっていう人っていうのは、この時期が来ないと収入減というものがわからないわけですよ。それまでの間に、分割納付等で納付している方についてのことをお伺いしているんですが、よろしくお願いします。

○議長（信谷俊樹君） 住民課長。

○住民課長（柿本賢士君） 国民健康保険税については年額で算定いたしますので、秋口になって10分の3以上の減少がコロナ対策で見込まれるということにつきましては、過払いということにつきましては還付ということになると思います。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第44号大崎上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第9、議案第45号大崎上島町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第45号大崎上島町手数料条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、個人番号通知カードの再交付等に関する事務が廃止されることにより大崎上島町手数料条例の改正をするものです。

詳細については、担当課長より説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 住民課長。

○住民課長（柿本賢士君） 大崎上島町手数料条例の一部を改正する条例の詳細について説明いたします。

デジタル手続法の一部改正により個人番号通知カード事務が廃止されることに伴い、通知カード再交付、記載事項変更、返納等の事務が廃止されることとなるため、大崎上島町手数料条例で定める再交付手数料500円について規定から削除するものです。

なお、今後新しく個人番号を取得される方は、個人番号通知書により通知することとなります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明は終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第45号大崎上島町手数料条例の一部を改正する条例についてを採決いた

します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第10、議案第46号大崎上島町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第46号大崎上島町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、広島県福祉医療費公費負担事業補助金交付要綱の改正に伴い、重度心身障害者医療費助成対象者の所得制限等について所要の改正を行うものです。

主な改正内容は、第4条第3項において、助成対象者の所得制限を、震災、風水害、火災、落雷等の災害を受けるなど特別な事情があると町長が認めた者または人工呼吸器装着者であって、特別な事情があると町長が認めた者については所得制限の対象としない旨の規定を加えるものです。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明は終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第46号大崎上島町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第11、議案第47号大崎上島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第47号大崎上島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、放課後児童支援員認定資格研修の受講機会が拡充されたことについて所要の改正を行うものであります。

主な改正内容は、放課後児童支援員認定資格研修の受講機会の拡充を図るため第10条第3項を改正し、指定都市もしくは中核市の長も放課後児童支援員認定資格研修を実施できる内容に改正するものです。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明は終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第47号大崎上島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第12、議案第48号大崎上島町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第48号大崎上島町介護保険条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、低所得者に対する保険料軽減の強化並びに国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策のうち、当該感染症の影響により一定以上収入が下がった場合等の保険料の免除等に関し所要の改正を行うものです。

詳細については、担当課長より説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（池田真二君） 大崎上島町介護保険条例の一部を改正する条例の詳細について説明いたします。

本案は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、町条例で規定する所得段階別の第1段階から第3段階の保険料を改正するものです。

主な改正箇所は、各段階において減額賦課年度を、平成31年度から令和2年度までの各年度を令和2年度に改め、保険料の額を、第1段階では2万9,880円を2万3,904円に、第2段階では4万9,800円を3万9,840円に、第3段階では5万7,

768円を5万5,776円に改めるものです。

また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の閣議決定に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれた場合等における保険料の減免についての内容を加えるものです。

主な改正内容は、新型コロナウイルス感染症により世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った第1号被保険者あるいは主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、事業収入等の減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であり、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下の場合、保険料を減免するものです。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明は終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第48号大崎上島町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第13、議案第49号大崎上島町空家等の適切な管理に関する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第49号大崎上島町空家等の適切な管理に関する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、平成27年5月26日に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されたことに伴い、法に定めるもののほか、空き家等の適切な管理に関し必要な事項を定めることにより安全で安心なまちづくりの推進を目的に、大崎上島町空き家等の適正管理に関する条例の全部を改正するものです。

主な改正内容は、法の規定と重複している助言または指導、勧告及び命令の規定を削除し、その他必要な事項として、町の責務、町民の役割、警察その他の関係機関との連携を定めております。

以上です。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明は終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○3番（閑田大祐君） 済いません、勧告とか命令とかの条項を削除したって言われましたかね。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 平成27年5月26日に国の空家等対策の推進に関する特別措置法というのが制定されて、それに盛り込まれておりますので、昔の条例に規定されたものがなくなっただけということで、重複部分を削除ということにしております。

○議長（信谷俊樹君） いいんですか、閑田議員、それで。

ほかに質疑はございませんか。

森若議員。

○6番（森若 巖君） 協議会は、委員10人以内をもって組織すると書いてありますけど、いつ、それは組織そのものを立ち上げるんですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 協議会が必要とされる案件が出てきたときに協議会を設置するものと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） じゃあ、常時立ち上げとるというわけでないんですね。その案件があった場合に、その都度協議会を設けるということですか。そういうふうに解釈しているのかな。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 招集について、その都度招集するというので理解してください。

○6番（森若 巖君） はい、了解。

○議長（信谷俊樹君） 越田議員。

○2番（越田賢一君） 先ほど命令とか、そういうものを削除したということですけども、これは緊急な安全措置をとる場合、所有者等の同意とか、所有者等から、要は費用とかを徴収するということを協議会のほうから命令というんですか、そういうことではないんですか。その辺を詳しく教えてください。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 緊急安全措置っていうのは、特別な場合とお考えください。通常の手続によって助言、指導また勧告、命令の手続をする場合は、法にのっとって通常の手続をしてまいります。ただし、緊急に危なくなった場合の措置ということで、その場合、所有者の同意を得て緊急安全措置をとるんですけれども、費用についても通知するというふうに考えております。

○議長（信谷俊樹君） 越田議員。

○2番（越田賢一君） ということは、同意を得ないと、要は撤去なり何なりすることができない、対応ができないということですので、緊急性がある場合、町長の権限で所有者等に申し入れをしますよね。で、だめだといった場合、どうするんですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） この法律にのっとると、所有者の同意を得てということになっておりますので、できないんですけれども、ただし、道路に関しては道路法というのがあります。建物については建築基準法もありますので、そちらのほうで対応していきたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（高田幸典君） 法律で、町が強制撤去できるようになってるんです。ただ、それ

には、いきなり強制撤去できないので、順番を踏んで、まず勧告をしてとか段階があるわけですね。そうすると、こんなに時間が長くかかるというんで、そういうこともできるんですけども、それは時間がかかって、緊急性がある場合ということを定めている、条例でというふうに理解をいただけたらというように思います。

○議長（信谷俊樹君） 前田議員。

○8番（前田 太君） ただいま町長さんの説明で理解できたところも多いんですが、特に第6条、先ほどの緊急のどこなんですが、これは国の行政代執行法とのすみ分けというか絡みとかは、どのようになるんでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 今定められている国の法律がそれにのっとっておりますので、整合性がとれていると考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） ご存じのように、この町内にはたくさん空き家があると思うんですけど、建設課としては、この空き家の数をどのくらい把握されておりますか。それともう一点、「町長は、緊急安全措置をとったときは、その費用を所有者等から徴収するものとする」と書いてありますが、所有者から徴収できなかった場合には、全部町の持ち出しになるものか、その2点だけ教えてください。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 空き家の数については、手元に今資料がないので、詳細について把握できておりませんが、そして空き家の状況についても、刻々生き物のように数が変わっているので、詳細なものについては不明になると考えております。

徴収すべきお金ですけれども、徴収できない場合は、滞納ということで、通常の滞納整理で何とか努力していきたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） 先ほどの空家等対策協議会の話なんですけれども、10人以内をもって組織するというので、これは年度もしくは2年にまたがってとかというような形で誰か選任しておいて、問題が生じたときには招集して会議を開くということによろしいんですね。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 今、閑田議員がおっしゃったとおりと考えております。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はございませんか。

尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） 第4条で町民等の責務ということであるんですけど、「町民等は、特定空家等があると認めるときは、速やかに町にその情報を提供するものとする」ということになってるんですけど、今現在、特定空き家がどの程度あって、情報提供はどういう形で運用されているのか、お伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 特定空き家については、今手元に資料がありませんけれども、建設課に返れば資料がありますので、後日お知らせしたいと思います。

あと、危険建物の状況については、電話であったりお手紙であったり町民の方の意見によって把握しているところです。

○議長（信谷俊樹君） ほかにございませんか。

尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） 町民等の意見と言われてはいますが、具体的には、区長とかが、その情報をまとめて連絡しているということなんでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 区長さんがもちろん言ってこられる場合もありますけれども、情報があれば一般住民というか、直接の電話で情報を聞いて、それを職員が確認に行くということで、一般の住民からも受けております。

○1番（尾尻康二君） わかりました。

○議長（信谷俊樹君） ほかにございませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第49号大崎上島町空家等の適切な管理に関する条例についてを採決いた

します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第14、議案第50号大崎上島町営住宅条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第50号大崎上島町営住宅条例等の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、民法の一部を改正する法律の施行に伴い、債権関係の規定の見直しが行われること並びに本町の町営住宅を取り巻く状況に適切に対応するため、大崎上島町営住宅条例外5つの条例について所要の改正を行うものです。

主な改正内容は、民法改正に伴うものでは、連帯保証人の保証の極度額、不正行為入居者に対する請求の算定率、退去時における原状回復義務等について明記するとともに、その他入居手続の緩和、連帯保証人の数等について改正を行うこととしております。

詳細については、担当課長から説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 大崎上島町営住宅条例等の一部を改正する条例についての詳細について説明いたします。

まず、入居の手続の緩和を図るものとして、町営住宅条例では、第12条の入居の手続で、入居決定のあった日から入居完了するまでの期限を10日以内から20日以内に延長、連帯保証人の数を2人から1人に改正するものです。そして、民法改正に伴うものとしては、第12条の入居の手続で、連帯保証人の保証の限度額を当初家賃の14カ月分として設定する。第22条の修繕費の費用負担では、入居者の退去時における原状回復義務として、畳の表がえ及びふすまの張りかえに要する費用及び軽微な修繕、構造上重要でない部分の修繕に要する費用等その負担範囲を明記する。第43条の住宅の明け渡し請求で

は、不正な行為によって入居した者に対する請求の算定に係る利率を年5%の割合から法定利率に改める。

このほか、特定公共賃貸住宅条例、垂水団地の設置及び管理に関する条例、子育て定住促進住宅の設置及び管理に関する条例、定住促進住宅の設置及び管理に関する条例についても同様の改正を行うものです。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明は終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） 今度新しく入居される方から連帯保証人を2人から1名にするということなんですけど、新聞等を見ますと、他町では、定住促進なんかを図るため公営住宅に入りやすいような形で、連帯保証人をなしにする町村も大分あるようなんですけど、そこらの検討はされなかったんでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） もちろん検討はいたしました。本町の状況を鑑みて、連帯保証人1名が適当と判断して上程させていただいたものです。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） 本町の状況とは、どういう状況なんですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 残念ながら、町営住宅その他の住宅については、契約者本人の滞納が依然として、少数ではありますがも続いております。その回収には連帯保証人が不可欠と考えたものでございます。

○1番（尾尻康二君） わかりました。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

閑田議員。

○3番（閑田大祐君） 軽微な破損に対する費用弁償ということは当然なんですけども、町営住宅に限らず、定住促進住宅とかさまざまなもの全部改正していくということでもよっと気になったのが、入居者の状況等、例えばなんですけど、お子さんが元気な男の子が2人、3人いるところでは、誤って壁に穴をあけてしまったりとかというようなことも

あると思うんですけども、こういったことも軽微な部分に入るのでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） いろんなケースがあつて難しいとは思うんですけども、今のお子さんが壁に穴をあけたということになりますと、その住んでいる方の責任において復旧してもらふと考えております。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はございませんか。

森若議員。

○6番（森若 巖君） この第31条に、町長は、垂水団地に住宅管理人を置くことが、このたびはできるとなっておりますけど、ということは、今までは入居者の方が管理人を兼ねとったのかな、そこだけ教えてもらえませんか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 入居者の方が兼任しておりました。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第50号大崎上島町営住宅条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第15、議案第51号令和2年度大崎上島町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第51号令和2年度大崎上島町一般会計補正予算（第3号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和2年度大崎上島町一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ1億133万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億3,576万4,000円と定めるものでございます。

補正予算の主な内容は、新型コロナウイルス感染症に係る町独自の追加支援施策に要する経費、国及び県支出金の増額内示に伴う道路橋梁整備、急傾斜地崩壊対策事業等に要する経費を追加するとともに、その他事業の執行に伴い予算の補正が必要となった事業等について所要の補正を行うものです。あわせて、新型コロナウイルス感染症対策に係る不測の事態への対応に備え、予備費の追加を行っております。

第2表地方債の補正では、事業費等の補正に伴い、起債の限度額について補正を行っております。

歳入予算では、町税の追加及び地方交付税の町税減額、国庫補助金、県補助金を追加するとともに町債その他特定財源を計上し、繰入金により歳入歳出予算の均衡を図っております。

詳細については、総務企画課長より説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） それでは、補正予算の詳細について説明いたします。

予算書の5ページをお願いします。

第2表地方債の補正では、当該事業の事業費の増額及び財源更正等を行い、補正を行いましたので、起債の限度額について、14事業の総額で5,950万円の増額を行っております。

10ページをお願いします。

歳入予算ですが、町税では、固定資産税に、償却資産分として現年課税分2億1,261万1,000円の追加を、地方交付税では、町税の増額に伴う減額見込みとして普通交付税1億5,950万円の減額を計上しております。分担金及び負担金では、土木費分担金に急傾斜地崩壊対策事業の追加に係る受益者の分担金として急傾斜地崩壊防止対策費分

担金 83 万円を計上いたし、国庫支出金では、11 ページをお願いします。国庫補助金の土木費国庫補助金として、国庫補助金の額の内示に伴い道路橋りょう費国庫補助金に社会資本整備総合交付金 592 万円の追加、道路メンテナンス事業補助金 1,296 万円を新たに計上し、住宅費国庫補助金に社会資本整備総合交付金 1,009 万 4,000 円の新たな計上を、教育費国庫補助金では、新型コロナウイルスに関する休校に伴う給食の食材キャンセル料等に対する補助金として学校臨時休業対策費補助金 11 万円の新たな計上を、災害復旧費国庫補助金では、平成 30 年 7 月の豪雨災害復旧に要する経費として公共土木施設災害復旧費国庫補助金 480 万円を新たに計上しております。県支出金では、県補助金の土木費県補助金に、事業費の追加に伴い急傾斜地崩壊対策事業県補助金 373 万 5,000 円の追加を計上しております。

次に、繰入金では、基金繰入金として、歳入歳出予算の均衡を図るため財政調整基金繰入金 3,434 万 5,000 円の減額を、12 ページをお願いします。垂水団地屋上防水工事の財源として、国庫支出金、町債を充当することに伴い垂水団地基金繰入金 1,538 万 5,000 円の減額を行っております。

町債では、総務債に過疎地域自立促進基金事業 810 万円等の追加を、農林水産業債に漁業集落排水施設整備事業繰出金 1,570 万円の追加等を、土木債に道路橋りょう債 1,070 万円、河川債 770 万円、住宅債 920 万円をそれぞれ追加し、13 ページをお願いします。災害復旧事業債に道路橋りょう災害復旧事業 100 万円を新たに計上しております。

14 ページをお願いします。

歳出予算ですが、総務費では、総務管理費の財産管理費に、集会所修繕等に要する経費として町営財産管理費 291 万 3,000 円の追加を、基金費に、財源更正に伴い垂水団地基金積立金 48 万 2,000 円、借入限度額の精査に伴い過疎地域自立促進基金積立金 810 万円の追加を、教育の島推進費では、施設への AED 設置経費として学習交流センター管理運営事業 42 万 9,000 円、ふるさと納税の用途指定寄附金を財源とした補助金として教育機関誘致団体支援事業 120 万 7,000 円、叡智学園生徒の新型コロナウイルスに関する給食費の支援として教育の島推進事業諸費 151 万 6,000 円の追加を計上しております。

民生費では、児童福祉費の児童措置費に、新型コロナウイルスに関する町独自の支援施策としての追加実施に要する経費として特別児童扶養手当支給事業 39 万円、児童扶養手

当支給事業93万円の追加を計上しており、15ページをお願いします。

衛生費では、保健衛生費の温泉管理費に、施設の維持管理経費として木江温泉管理費45万8,000円の追加を、上水道費に上水道事業会計補助金2万4,000円の追加を計上しております。

農林水産業費では、農業費の農地費に、マンホールポンプ施設の更新に要する経費の財源として農業集落排水事業特別会計繰出金270万7,000円、500ミリ排水ポンプのエンジン更新経費の不足分として西野干拓排水機維持管理費351万6,000円の追加を、16ページをお願いします。水産業費の漁港建設費に、県補助金の追加に伴う事業費の増額に対する財源として漁業集落排水事業特別会計繰出金1,550万1,000円の追加を計上しており、土木費では、国補助金の額の内示に伴い、道路橋りょう費の道路維持費に道路橋りょう整備事業1,400万円の追加を、道路新設改良費に町道明石原田線改良事業2,000万円の追加、町道沖浦本郷線道路改良事業450万円の減額を、河川費の急傾斜地崩壊対策費では、災害により崩落した急傾斜地の復旧に係る経費として単県急傾斜地崩壊対策事業1,157万円の追加を、住宅費の住宅管理費では、屋上防水工事に係る国補助金の額の内示に伴い、垂水団地維持管理費342万7,000円の追加を計上しております。

17ページをお願いします。

次に、教育費では、教育総務費の事務局費として、新型コロナウイルスに関する休校に伴う給食の食材キャンセル料等として事務局運営諸費50万7,000円の追加を、小学校費の学校管理費では、学習支援教諭等の確保のための予算流用に伴う予算の追加として大崎小学校費216万4,000円等を、保健体育費の給食センター費では、町立小・中学校児童・生徒の新型コロナウイルスに関する給食費の支援及び大崎給食センター調理員人件費不足分として東野給食センター管理運営費90万4,000円、大崎給食センター管理運営費584万円、木江共同調理場管理運営費60万1,000円をそれぞれ追加計上しております。

18ページをお願いします。

次に、災害復旧費では、公共土木施設災害復旧費の道路橋りょう災害復旧費に、平成30年7月の豪雨災害に係る2カ所の災害復旧経費として道路橋りょう災害復旧事業600万円の新たな計上を、予備費では、新型コロナウイルス感染症対策に係る不測の支出に対応するため、既定の予算額300万円に200万円を追加計上しております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明は終わります。

これより質疑に入ります。

歳入歳出全般についての質疑を行います。

質問される方は、ページ数、款項目節を言って質問してください。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○3番（閑田大祐君） 9ページの歳出のところにあります予備費なんですけども、今、国のほうでも10兆円の予備費というのがかなり話題になってますけども、国とは違うんで、そこまで膨らませる必要もないのかなとは思ってますけども、町が対応する部分で、どの程度緊急性を持ってやらなければいけないことが出てるかっていうと、国とはそこは大きく違うとは思ってますけども、それにしても200万円の増額で足りるんですかね。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 閑田議員のご質問にお答えします。

おっしゃるとおり、200万円というのは少ないかもわかりませんが、基本的には、臨時議会または議員の皆様にお諮りしての専決等、大きい災害になると、そっちなほうで進めていくことになると思います。で、予備費として500万円というので妥当と判断して計上させていただきました。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） 現在のコロナウイルス感染症の特別な状況を除いても、例えば予算が足りない、緊急性を持って何かをしなければならぬときに、予算流用をすることが結構あると思うんですけども、本来的に考えると、この予備費をしっかり持っておいて予算流用がない形のほうが望ましいんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺はどうか。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 確かに、予算流用というのは緊急的なものでございますけども、流用というのは、既に計上をして執行予定の予算なので、本来であれば、流用というのは極力使わないのが適切であると考えております。その部分も含めて考えて、予備費について合計の500万円できけるものと判断しておるものでございます。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） 当初300万円で組んでいた、補正を組んで今度500万円ということになるんですけども、次年度以降はどのようにお考えですか。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 次年度以降ですが、コロナウイルス、現在は今の状況のようになってますけども、冬等に、またマスコミ等と言われてる2波、3波のこともございます。当初予算については、今の段階では、ちょっとどうなるか不明でございますけども、その状況を勘案して次年度の当初予算時に額を決定し、上程したいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はございませんか。

尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） 14ページなんですけど、教育の島推進費のどこなんですけど、説明の2段目の教育機関誘致団体支援事業で120万7,000円が計上されているんですけど、これは今、どういう形で進められようとしているのか、今の現状をお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（高田幸典君） 教育機関誘致団体支援事業っていうのは、今までAUSTに対しての寄附、ふるさと納税をそのまま、手数料はいただいて出すということでありまして。今のところ、新たな教育機関の誘致っていうのは、そういう取り組みはいたしておりません。AUSTについては、もう一定の形でやられておりますので、自主運営してくれるものと思っております。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） AUSTさんは、予定どおり、こういうコロナ禍にありますけど、進まれるというところで認識されとんでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（高田幸典君） 一応、数名がこちらに来て、10月の開校に向けての英会話の習得を中心に今はやられておるといふふうに聞いております。

○1番（尾尻康二君） わかりました。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

森若議員。

○6番（森若 巖君） 16ページの一番下にあります住宅管理費として、垂水団地維持

管理費として342万7,000円というのは、これは今、課長からの防水工事の予算と言われたんですけど、間違いないですね。

そしてそれは、当初のときに、垂水団地は当初予算として2,596万6,000円を組んでおられますけど、それプラス、そのときに合わせて垂水団地の屋上の防水工事をするということですか。そういうふうに考えていいですかね。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） ほぼ森若議員のおっしゃるとおりなんですけれども、この予算の中に、そのほかに工事以外に、垂水団地の維持管理費も含まれております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） それでは、再度お伺いしますが、屋上の平米数というものは、課長、大体わかりますかな。以前、大崎上島幼稚園の防水工事やらもろもろされとる分と、ここに資料がありますけど、比べることができるんですよ。そやけん、今言うように、垂水団地の屋上の平米数がわかれば、今までの分が前例として残っておりますから、それと比べて非常に高かった場合には、また指摘することができますので、お願いします。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 具体的な平米数が今手元にありませんので、後日、正確な数字をお伝えいたします。

○6番（森若 巖君） はい、いいです。

○議長（信谷俊樹君） 浜田議員。

○4番（浜田明利君） 10ページの分担金について、ちょっと確認させてください。

単県の急傾斜地崩壊対策事業なんですけども、この対象は工事請負だけですかね、10分の1。工事請負費の10分の1ですかね。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 浜田議員のおっしゃるとおり、工事費の10分の1でございます。

○4番（浜田明利君） はい、わかりました。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第51号令和2年度大崎上島町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第16、議案第52号令和2年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第52号令和2年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ550万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,937万8,000円と定めるものでございます。

歳入予算では、一般会計繰入金270万7,000円、町債280万円を追加計上し、歳出予算では、マンホールポンプ更新工事に要する経費として農業集落排水事業費550万7,000円を追加計上いたしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明は終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第52号令和2年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第17、議案第53号令和2年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第53号令和2年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,330万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,225万1,000円と定めるものです。

歳入予算では、県補助金4,200万円、一般会計繰入金1,550万1,000円、町債1,580万円を追加計上し、歳出予算では、県補助金の増額に伴い漁業集落排水総務費630万円、漁業集落排水施設建設費6,700万1,000円を追加計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明は終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第53号令和2年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第18、議案第54号令和2年度大崎上島町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第54号令和2年度大崎上島町水道事業会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

本案は、収益的収入及び支出の予定額において、水道事業収益を5億1,717万6,000円、水道事業費用を5億1,646万1,000円、資本的収入及び支出の予定額において、資本的支出を1億5,239万7,000円と定めるものです。

水道事業収益では、営業外収益の一般会計補助金2万4,000円を追加し、水道事業費用では、営業費用の配水及び給水費2万4,000円の追加計上をしております。資本的支出では、建設改良費の資産購入費116万6,000円を追加計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明は終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第54号令和2年度大崎上島町水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第19、議案第55号工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第55号工事請負契約の変更について提案説明を申し上げます。

大崎上島町本庁舎改修工事は、令和2年2月7日臨時議会において、議案第1号として工事請負契約の議決を受け、施工してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により衛生器具の納入におくれを生じ、工期内の完成が困難となり、工期を変更する必要が生じたため、完了工期、令和2年8月31日を令和2年12月31日に変更したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び大崎上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を変更することについて議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明は終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

越田議員。

○2番（越田賢一君） 工期を4カ月延長するということですが、具体的に、トイレの備品等の納入が難しいというような理由だったと思うんですけども、4カ月の延長で大丈夫なんですかね。納入されるという保証というか、見込みはあるんですかね。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 仮契約するときには、入るかどうかはわからないと言うたら変なんですけど、当分かかるということだったんですけども、納入の見通しはついとるという報告は受けておりますので、12月末まで延ばしていただいとる工期内で本工事は完了するものと思っております。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第55号工事請負契約の変更についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第20、各常任委員会及び議会運営委員会、広報調査特別委員会の閉会中の事務調査の承認についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長、広報調査特別委員長において事務調査等の事件につ

いて、会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで令和2年第2回大崎上島町議会定例会を閉会いたします。

午前10時23分 閉会

会議経過を記載してその相違ないことを証するため署名する。

議 長

署名議員

署名議員